

⑥憲法委員会作業案

(ロシア連邦憲法委員会作業過程案。1991年7月8日)

KK 資料集 6巻 380-422 頁

*注記；文書は完全には保管されず、190条までしかなく、第6編の最終規定と第7編の移行規定が欠落している。(380頁参照)

ロシア連邦憲法

<目次>

前文

第1編 ロシア連邦の憲法体制の原則

第2編 人と市民の基本的権利、自由および義務

第1章 総則

第2章 国籍

第3章 市民的権利

第4章 政治的権利および自由

第5章 社会的、経済的および文化的権利

第6章 人の権利および自由の保障

第7章 基本的義務

第3編 市民社会

第8章 市民社会の経済的原則

第9章 労働組合、政党、その他の社会団体

第10章 宗教および宗教団体

第11章 養育、教育、学術、文化

第12章 家族

第13章 マスメディア

第4編 連邦構造

第14章 ロシア連邦の構成および領域

第15章 ロシア連邦、共和国および連邦管轄地域の権限¹

第16章 言語

第5編 国家権力のシステム

第17章 ロシア連邦最高会議

第18章 ロシア連邦大統領

第19章 空白²

第20章 政府（ロシア連邦大臣会議）³

第21章 裁判権力⁴

¹ 91年7月25日草案（以下ではこの日付省略）では「ロシア連邦、その共和国、州（ゼムリヤー）の権限および管轄事項」

² 「ロシア連邦大臣会議」

³ 「財政および予算」

第22章 檢査機関および捜査取調委員会
第23章 地方権力および地方自治
第24章 財政および予算
第25章 国家の擁護⁵
第26章 非常事態

第6編 最終規定

第27章 憲法改正手続
第28章 憲法の施行
第29章 連邦の首都および国家的シンボル

第7編 移行規定

第1章 人と市民の権利、自由および義務について
第2章 社会・経済条項について
第3章 連邦構造について
第4章 国家権力のシステムについて
第5章 裁判権力について
第6章 ロシア連邦の立法について

(前文)

われわれ、ロシア連邦の多民族からなる人民は、
わが国における歴史的運命と生活によって結びつけられ、
善および正義に対する確信を保持し、われわれに伝えたわれわれの祖先に想いをはせ
わが同胞の現在および将来の世代に対する強い責任感を持って、
人の自由と権利および尊厳ある生存を断固として承認し、
市民的平和および民族間の合意を保障し、
社会を復興し、ロシア連邦を搖るぎない民主的な国家にし、
この憲法を採択し、これを
われわれの社会と国家の基本法として宣言する。

第1編 ロシア連邦の憲法体制の原則

第1条 国家主権

① ロシア連邦は、歴史的にここに統合した人民の主権的で、民主的かつ法治的なかつ社会国家である。ロシア連邦は、共和国である。ロシア連邦は、その領域および国民の（国家的な）富に対して最高の権利を有し；独立してその内外政策を決定し、これを実行し；その領域において、その内外政策を定め、実施し；ロシア連邦の全土において最高性を有するロシア連邦憲法および法律を制定する。

② 国家は、社会の公式の代表者であり、憲法の枠内でその意思を表明する。国家、その機関および公務員は、社会および市民に対して責任を負い、その一部ではなく社会全体に

⁴ 「社会的および国家的安全保障」

⁵ 「社会的および国家的安全保障」

奉仕する。

第2条 人民権力

- ① ロシア連邦の主権の担い手およびその国家権力の唯一の源泉は、その多民族からなる人民である。人民は、憲法を制定する排他的権利を享有する。
- ② 人民は、この憲法の定める形態および手続により、直接に、および国家権力のシステムをとおしてその権力を行使する。
- ③ 人民のいかなる部分、いかなる団体または個人も、国家において権力を横奪することはできない。権力の篡奪はもっとも重い犯罪である。
- ④ ロシア連邦憲法の定める人民代表制機関およびその他の機関の選挙は、候補者の自由な推薦のもと、普通、平等および直接の選挙権に基づき、秘密投票でこれを実施する。
- ⑤ ロシア連邦の市民は、憲法体制および法治国家を廃止しようと企てるあらゆる者に対して、他の手段を取り得ない場合、これに抵抗する権利を有する。

第3条 最高の価値としての人とその権利および自由

- ① ロシア連邦における最高の価値は、人、その生命、名誉、尊厳および自由、人身の不可侵ならびにその他の奪われることのない権利である。自然的で譲り渡すことのできない権利は、個人（人格）の利益および自由の実現の保障である。
- ② ロシア連邦における人権は、一般に認められた国際法の原則および規範、この憲法の諸規定にしたがってこれを保障する。
- ③ 各人は、法律の枠内で、法律の禁じていないことは全て認める、との原則にしたがい、独立してその権力を行使する。
- ④ 国家は、人権を優先する。人の尊厳、権利および自由の承認、遵守および擁護は、国家権力の義務である

第4条 政治的複数主義

- ① ロシア連邦における民主主義は、政治的およびイデオロギー的な多様性、複数政党制に基づいてこれを実現する。
- ② いかなるイデオロギーも、公的な国家イデオロギーとしてこれを定めることはできない。

第5条 法の最高性

- ① 国家、そのすべての機関および公務員、市民は、法および憲法体制と関連し、厳格に憲法および法律にしたがって行動するものとする。
- ② ロシア連邦憲法は、共和国の最高法規である。憲法の諸規範は、直接効力を有する。憲法に反する法律およびその他の法的アクトは、法的効力を有しない。
- ③ 一般に閲覧できるよう公式に公布されない法律およびその他の規範的アクトは、市民を拘束せず、これを適用することはできない。
- ④ ロシア連邦が参加する条約および共和国間条約は、ロシア連邦の法の一部を構成する。ロシア連邦の条約または共和国間条約にその立法とは異なる他の規則が含まれる場合は、一般に承認された国際法の原則および規範ならびにロシア連邦の批准した条約は、当該の条約の規定が効力を有するものとする。

第6条 権力分立

- ① 国家機関のシステムは、立法、執行および裁判権力の分立の原則、ならびに連邦〔と

その構成部分、地方自治機関との] ⁶の間の権限区分の原則に基づく。

② 権力分立原則にしたがい、国家諸機関は、その権限の枠内で、独立して行動し、相互に作用しあい、互いに均衡を保つ。いかなる国家機関も、憲法および法律の定める権限の範囲を越えることはできない。

第7条 自由な市場経済

① ロシア連邦の経済の基礎は、経済活動の自由、所有形態の多様性と平等、それらの法的保護の平等な条件、社会的利益の追求および誠実な競争が保障された社会的市場経済である。

② 財産および相続の権利、財産関係の安定性は、国家がこれを保証する。国家は、経済の規制に参加する。

③ 経済的諸関係は、市民と国家、生産者と消費者、労働者と雇用者の間の社会的パートナーシップに基づいてこれを打ち立てる。

第8条 社会国家

① ロシア連邦の社会政策の目的は、社会と各人の福祉および社会的正義の保障である。機会の均等（平等）は、国家的支援および社会的サービスの発展をとおしてこれを保障する。

② ロシア連邦は、人びとの労働と健康を保護し、家族、母性および子ども、障がい者および高齢者への国家的支援を保障し、年金および手当を定める。

③ 国家は、人道的な人口政策を遂行し、社会的および文化的領域の発展のために必要な条件を整備し、エコロジー上の安全と合理的な自然利用を保障する。

④ 労働者の社会的保護は、国家および社会団体がこれを保障する。労働集団の権利は、これを保障する。

第9条 [連邦国家] ⁷

① ロシア連邦においては、連邦原則により、連邦構成主体の憲法・法的地位を有する共和国、州（ゼムリヤー）、ならびに行政的領域がこれに統合する。これら（共和国、州（ゼムリヤー））は、民族自決、発展の途および方法の自由な選択に基づいてロシア連邦に加わる。

② 共和国、州（ゼムリヤー）は、この憲法が連邦全体の管轄とするものを除き、その内部生活の諸問題を自ら解決する。

③ [ロシア連邦は、すべての民族に対して、その選択した国家（国制）または自治（オートノミー）の形態の支持を含め、その権利の実現に協力する。] ⁸

第10条 国家同盟におけるロシア連邦（主権国家）

① ロシア連邦は、条約的基礎に基づき、他の国家との同盟に参加する。ロシア連邦は、その行使への参加の権利を留保しつつ、共通の事項の管轄のためにその権限の一部をこの同盟に移譲する。

② 同盟の機関は、ロシア連邦の領域内においては、そこに移譲された権限の範囲内での

⁶ 「その構成主体、地方自治との」

⁷ 「連邦国家」

⁸ 「ロシア連邦においては、すべての民族（национальности）の権利もまたこれを尊重する。」

み行動する。

③ ロシア連邦は、共和国同盟からの自由な脱退の権利を自らに留保する。同盟から脱退する場合は、権利の移譲は、これを停止する。

第11条 世界共同体におけるロシア連邦

① ロシア連邦は、世界共同体の全権をもつ構成員であり、一般に承認された国際法の原則および規範を遵守し、全般的で公正な平和、互恵の国際協力およびグローバルな問題の解決を追求する。

② ロシア連邦は、直接に、および共和国同盟の機関をとおして対外政策を実施する。ロシア連邦は、国際舞台においてその代表権行使し、外国との直接的な、外交、領事、貿易およびその他の関係を樹立し、条約を締結し、国際連合規約にしたがい、国際機関および国際団体（連合）、集団的安全保障システムに参加する。

第12条 憲法体制の原則の安定性

① ロシア連邦の憲法体制の原則は、これを廃止することはできない。

② 憲法の本編で定める個々の規定の改正は、ロシアの人民投票（レフェレンダム）によってのみこれを行うものとする。

第2編 人および市民の基本的権利、自由および義務

第1章 総則

第13条

〔人の権利および自由は、生まれながらにしてその者に属する。〕⁹

第14条

① 市民の基本的権利、自由および義務は、もっぱら憲法によってこれを定める。何人も、人と市民から権利および自由のすべてまたはその一部を奪い、この憲法にしたがうことなくその権利および自由を制限することはできない。

② この憲法で定める権利および自由のカタログ（リスト）は、これに限定されず、人と市民によって保護されるその他の権利および自由の軽減のためにこれを利用することはできない。

第15条

各人は、人種、肌の色、民族的帰属、性、言語、社会的出身、社会的地位、財産状態もしくは職業上の地位、信条、宗教に対する態度、社会団体への帰属の有無、居住地、またはその他の事情の別にかかわらず、権利および自由において平等である。

第16条

人および市民の権利および自由は、他人の権利および自由を侵害し、社会の福祉および環境に害をあたえる形で行使することはできない。

第17条

① ロシア連邦市民でないものは、当該のアクトの定める場合を除き、その領域において、憲法、法律、共和国間条約およびロシア連邦の条約の定めるすべての権利および自由を享受し、また義務を負う。

⁹ 「人の権利および自由は、生まれながらにしてその者に属する（不可侵である。）」

② 外国の市民および無国籍者は、ロシア連邦において国際法の規範にしたがって避難権を享有する。

第2章 国籍

第18条

① ロシア連邦においては、各人に国籍およびその変更に対する権利が認められる。ロシア連邦国籍の取得および消滅の手続は、法律によってこれを定める。

② ロシア連邦の市民は、国籍を奪われ、または国外に追放されることはない。

第19条

ロシア連邦の市民は、国外において保護と庇護を保障される。

第20条

① ロシア連邦の国籍は、ロシア連邦が同盟に加盟する共和国または他の国家と締結した条約から派生する義務に適合する場合、人が他の国家の国籍を保有することを妨げないものではない。ロシア連邦は、その市民に対して、片務的手続により、外国の国籍を取得し、またはこれを保有することを許可することができる。

② ロシア連邦の市民が外国の国籍を有することにより、その権利および自由を軽視されることはなく、ロシア連邦の国籍を有することに由来する義務をまぬがれることはない。

第21条

① ロシア連邦の共和国（複）は、その国籍を定めることができる。ロシア連邦を構成する共和国のすべての市民は、ロシア連邦の市民である。

② ロシア連邦の共和国（複）は、ロシア連邦の国籍を有することに由来する権利および自由を制限し、または義務を変更することはできない。

第3章 市民的権利

第22条

各人は、生存の権利を有する。何人も恣意によって生命を奪われることはない。

第23条

① 各人は、人身の自由および人身の不可侵の権利を有する。何人も、法律にしたがい裁判所の決定に基づく場合のほか、勾留され、拘禁され、または自由を奪われることはない。

② 各人は、その健康破壊から防御する権利を有する。何人も、拷問または残酷なもしくは人間的尊厳を傷つける待遇または刑罰を受けることはない。何人も、自発的な合意なしに、医療、学術またはその他の実験の対象とされることはない。

第24条

① 各人は、所有（財産）、自己の裁量により、個人的にまたは他の人と共同で財産を保有、使用および処分する機会に対する権利を有する。

② 所有権の行使は、市民の基本的権利および自由、社会の福祉、環境に害をもたらすものであってはならない。

第25条

① 各人は、その私生活〔プライバシー〕への介入、その信書、通話（電話）、電信およびその他の通信の秘密、その名誉および名声に対する妨害から保護される権利を有する。

② 本人の同意なしに、または法律が直接に定める場合および手続による裁判所の事前の決定なしに、個人情報の収集、保管、使用および流布は、これを認めない。

第 2 6 条

① 住居は、不可侵である。何人も、居住者の意思に反して住居に立ち入る権利を有しない。

② 捜索は、その他の手続を取りうる余裕がない場合に、検索の適法性および妥当性の裁判所の事後的司法を必ず受けるものとして、これを認める。

第 2 7 条

① 各人は、ロシア連邦の国内において、移動の自由、滞在地および居住地選択の権利を有する。

② ロシア連邦の市民は、ロシア連邦から出国し、帰国する権利を有する。

③ 移動の自由の制限は、法律にしたがってのみこれを定めることができる。

第 2 8 条

① 各人は、思想、言論の自由および意見および信条を妨害されることなく表明する権利を有する。何人も、その見解および信条の表明を強制されることはない。

② 各人は、短らが選択した任意の方法によって情報を自由に検索し、入手し、普及する権利を有する。

③ 市民の権利の制限は、法律によってのみ、かつ個人、家族の秘密、職業上、商業上の秘密および国家秘密、良心の自由および社会的道徳の保護を理由とする場合にのみ、これを定めることができる。国家秘密とされる情報のリストは、法律により限定列挙方式でこれを定め、拡大解釈はこれを認めない。

④ 情報資料（文書）および情報伝達手段の差押えおよび押収は、裁判所の決定によってのみこれを認める。

第 2 9 条

良心、信仰および宗教活動は、奪われることのない人権である。各人は、任意の宗教を自由に信じ、またはいかなる宗教も信ぜず、宗教的または非宗教的な信条を選択し、これを保持および普及し、ならびに法律を遵守してその信念にしたがって行動することができる。

第 3 0 条

① 各人には、そのエスニック上の自己意識に基づき、自己の民族的帰属を決定する自由を保障する。

② 何人も、その民族的帰属の決定または表明を強制されることはない。

第 4 章 政治的権利および自由

第 3 1 条

ロシア連邦の市民は、社会と国家の事項の管理に、直接に、かつその自由に選挙した代表をとおして参加する権利を有する。

第 3 2 条

① ロシア連邦の市民は、選挙権を有し、法律にしたがって、選挙制の国家機関および選挙制の国家的職務における被選挙権を有する。代表制機関の代議員および市民によって選

出される公務員の選挙は、普通、平等および直接の選挙権に基づき、秘密投票でこれを実施する。

② 選挙には、18歳に達したロシア連邦の市民が参加する。裁判所によって行為能力がないと宣告され、または市民は、または裁判所の判決の施行により自由を剥奪されたる市民は、被選挙権を有せず、投票に参加しない。

③ ロシア連邦およびロシア連邦を構成する共和国の法律は、当該領域に常時在住する、同盟を構成する他の共和国の市民、外国の市民、および無国籍者に対し、地方自治機関における選挙権および被選挙権を付与することができる。

④ 大統領、副大統領および議会（最高会議）の選挙において、国外にあるロシア連邦の市民は、これに参加することできる。

第33条

ロシア連邦の市民は、権力（当局）への事前の届け出を条件に、平和的な集会、大衆集会、ピケッティング、街頭行進および示威行動を行う権利を有する。これらの実施に対する禁止は、法律の定める場合にのみこれを認める。

第34条

ロシア連邦の市民は、憲法の枠内における政党、社会団体および大衆運動の結成を含め、団結の権利を有する。

第35条

① ロシア連邦の市民は、国家機関および社会団体に対し、個人的または集団的な訴えを行う権利を有する。

② 国家機関、公務員は、これらの訴えを検討し、決定を採択し、法律の定める期間内に理由を付した回答を行わなければならない。

第36条

ロシア連邦の市民は、国家的な職務（ポスト）への採用につき平等の機会を有する。国家勤務員の職の候補者に求められる資格要件は、職務上の内容によってのみ定めるものとする。

第5章 社会的、経済的および文化的な権利

第37条

ロシア連邦においては、各人の経済的自由は、任意の財産を取得し、占有し、使用し、処分する権利、ならびに企業活動の自由の権利および自由な労働の権利において実現される。

第38条

① 各人は、自由に選択し、または自由に協定を結んだ労働により、働いて生活する権利を有し、自己の能力によって労働、労働契約の自由を取り扱う（処分する）権利を有する。

② 国家は、住民の就業の保障に関する措置を講じ、社会的需要を考慮した労働者の職業教育および訓練、リカレント教育のプログラムを実施し、失業手当の支給を保障する。

③ 各人は、安全および衛生上の要請を満たす労働条件、法律の定める最低基準を下回ることのない労働報酬に対する権利を有する。

第39条

労働は自由である。強制労働は、ロシア連邦の批准した条約が定める場合を除き、これを禁止する。

第40条

各労働者は、休息の権利を有する。この権利は、雇用労働者のために、一週40時間を超えない継続労働時間、週休、祝日、28暦日を下回らない年次有給休暇、一連の職業および作業のための短縮労働日の設定、ならびに法律において認証されたその他の保障によって保障される。

第41条

① 各人は、国家および自治体の保健施設に直接に支払うことなく、高度な医療を受ける権利を有する。

② 有料の医療サービスは、これを認める。

③ 国家は、すべての保健システムの発展および医療サービスの質の向上をはかる諸措置を講じ、エコロジー上の平穏および健康の増進を可能にする活動を奨励する。

第42条

各人は、老齢、労働能力の喪失、扶養者を失った場合、または法律の定めるその他の場合に、社会保障を求める権利を有する。年金、手当およびその他の物的援助は、最低水準を下回らない生活を保証するものでなければならない。

第43条

① 各人は、住宅に対する権利を有する。何人も、恣意的によってその住居を奪われることはない。

② ロシア連邦は、国家および自治体の住宅フォンドにより、低所得者に対し、住居の取得および確保につき、これを援助する。

③ 国家は、住宅建設を促進し、住宅に対する権利を実現可能にする諸条件を保障する。

第44条

各人は、国立の学校において無償の中等教育を受ける権利を有する。

第45条

① 各人は、芸術、学術および技術の創造の自由に対する権利を有する。著作権、創作、研究および教育の自由、知的財産権は、法律によってこれを保護する。

② 各人が文化的生活に参加し、誰もが可能な文化施設を利用する権利は、これを認める。

第6章 人の権利および自由の保障

第46条

① ロシア連邦は、憲法および法律の定めるすべての権利および自由の裁判的保護を保障する。市民の権利および自由を侵害する国家機関および社会団体、公務員のあらゆる決定および行為は、裁判所にこれを訴えることができる。

② 各人は、国家機関およびその職員がその職務上の執行に際して、違法な決定または行為に起因する財産上および精神上の損害の国家による完全な賠償を求める権利を有する。

第47条

① すべての人は、法律および裁判の前に平等である。各人は、権限のある、独立した公正な裁判所によってその事件の審理を受ける権利を有する。

② 各被疑者・被告人は、その犯罪が法律の定める手続により立証され、法的効力を有する裁判所の判決が確定するまでは、無罪と推定される。被疑者および被告人は、その無罪を証明する義務を負わない。

③ 各被疑者・被告人は、法律の定める手続により、判決の再審を求める権利を有する。

④ 何人も、同一の違法行為に対し、重ねてその責任を問われることはない。

⑤ 法律に違反して収集した証拠は、法的効力を有しない。

第48条

① 各人は、専門的な法律援助を利用する権利を保障される。法律の定める場合、この法律援助は、これを無償で提供することができる。

② 各逮捕・勾留された者は 大鳳または勾留の時点から弁護士（防御人）の援助を受ける権利を有する。

第49条

何人も、本人、配偶者および法律によってその範囲が定められる近親者に不利な証言を義務づけられない。証言の義務を免れるその他の場合は、法律によってこれを定める。

第50条

犯罪を犯した各被告人は、陪審員の参加する裁判所でその事件の審理を受ける権利を有する。

第51条

① 法律上の責任を定め、またはそれを強化する法律は、遡及効を有しない。何人も、その行為の遂行時に違法行為とされない行為についてその責任を問われることはない。違法行為をなした後にその行為に対する責任が廃止され、または軽減された場合は、新しい法律を適用するものとする。

② 何人も、所定の手続によって公表されていない法律に基づいて、有罪とされ、または罰せられることはない。

第52条

国家機関、社会団体および公務員は、各人に対して、その権利および法律上の利益に直接に関わる文書、決定呼びその他の資料にアクセスする機会を保障しなければならない。被疑者・被告人の刑事事件の資料にアクセスする手続は、法律によってこれを定める。

第53条

① 人と市民の権利および自由の遵守に対する監督、その実施の条件は、大統領の提案により最高会議が任命し、それに報告義務を負い、かつ不逮捕特権を有する人権問題国家全権一ロシア連邦社会的権利擁護人がこれを統括する。社会的権利擁護人は、その個々の職員の活動を指導する。

②¹⁰

¹⁰ 「② 社会的権利擁護人は、ここの部局の活動を指導する。社会的権利擁護人は、憲法裁判所の裁判官と同等の資格および任期を有する法律専門職（官吏）である。社会的権利擁護人は、大統領の提案により最高会議がこれを任命し、最高会議に対して報告義務を負い、不逮捕特権を有する。③ 社会的権利擁護人は、以下の権限を有する。(1)自らの発議、または市民もしくは団体の訴えにより、人権侵害もしくは法律違反をもたらす行政機関もしくは公務員のあらゆる違法行為または違法な行為を審査し；(2)その審査の過程での交渉もしくは手続において、被害当事者に替わって国家機関もしくは公務員に対する。これら

第 5 4 条

市民の権利および自由の一時的な制限は、戒厳令および非常事態の導入に場合にのみ、憲法および法律の定める手続および範囲においてこれを認める。

第 7 章 基本的義務

第 5 5 条

- ① 各人は、ロシア連邦において、ロシア連邦の憲法および法律を遵守し、他人の権利、自由、名誉および尊厳を尊重しなければならない。
- ② 法律を知らないことが、その違反に対する責任を免れるものではない。
- ③ 明らかに犯罪的な命令の執行は、その責任を免れない。

第 5 6 条

各人は、自然を大切にし、その富を保護し、環境を改善しなければならない。定められた自然保護規範の違反は、法律によってこれを追及する。

第 5 7 条

- ① 各人は、文化遺産の保護について配慮し、文化の遺跡を大切にしなければならない。
- ② 特別文化保護財のリストは、法律および地方自治機関の決定によってこれを定める。

第 5 8 条

各人は、法律またはそれに基づく地方自治機関の決定の定める手続および額により、共和国と地方の税および手数料を納めなければならない。

第 5 9 条

- ① ロシア連邦の市民は、外敵の攻撃に対してその擁護に参加しなければならない。
- ② ロシア連邦の市民は、兵役に服さなければならない。兵役の服務が市民の信条に反する場合は、これを別の業務の遂行に代替させることができる。

第 3 編 市民社会¹¹

第 8 章 市民社会の経済的原則

第 6 0 条

- ① 所有は、私的または公的なものとする。私的所有権は、個人、その連合（団体）、国家、地域共同体に属する。公的な所有権は、地域共同体、社会的、宗教的共同体に属する。
- ② 法律によって、共和国、州における一定の種類の財産および経済活動に対するロシア連邦の権利を定めることができる。
- ③ すべての財産所有者は、法律上、同権であり、平等の法的保護を享受する。

第 6 1 条

- ① 所有権は不可侵である。

に対する司法審査を提起する。④ 社会的権利擁護人は、自ら国家に対する社会的擁護についての活動規則を定める。」

¹¹ 「注記；この章に含まれる原則は、正確に指摘されたものを除き、司法審査の対象ではなく、裁判によって直接に方向づけられるものではない。これらは、決定および下位法令の採択にあたっての国家権力機関のための基本的な原則であり、宣言である。>

② 市民、その団体の財産の強制収用は、社会的必要性、しかるべき確実な根拠に基づき、立証された形での規範の定める条件、手続および規模の遵守を動機として、事前の公正な補償があり、所有者にしかるべき収入の取得を保障する場合にのみ、これを認める。非常事態の条件のもとでの市民の財産の収用は、法律によってこれを帰省する。

第 6 2 条

① 自然状態における土地、地下資源、水資源、動植物界は、当該の地域に居住する諸民族の財産である。天然資源の保有、使用および処分は、これらの諸民族の利益を損う形でこれを行うことはできない。

② すべての天然資源は、これを保護し、国民的（ナショナルな）利用に用いられなければならない。

第 6 3 条

① 土地は、これを私的または公的な所有とする。土地所有および土地利用は、法律によってこれを規制する。

② 土地の利用者は、土地を大切に扱い、その肥沃土を高めなければならない。土地に対する権利の行使にあたっては、以下のことを排除しなければならない；

1) 農業用地の不適切な利用または耕作放棄

2) 土地の肥沃度および環境状態に害をもたらす乱獲的で専門知識に基づかない土地の利用

3) 定められた範囲を越えて個人の手に土地を集中させること

第 6 4 条

ストライキの権利は、これを認める。他人の生命および健康に脅威を及ぼす場合には、ストライキの権利はこれを認めない。ストライキの権利のその他の制限は、法律がこれを定める。

第 6 5 条

① 企業活動の自由は、法律によってこれを保障する。企業活動の手続、種類および形態、経営者連盟（団体）の活動手続は、法律によってこれを定める。

② 法律に掲げる一定の種類を除き、政党の企業活動は、これを認めない。

第 6 6 条

国家は、消費者の権利を擁護し、消費者の権利を擁護する社会の活動を支持する。消費者は、法律の定める手続により、商品およびサービスの生産者、商業、広告およびその他の組織（団体）から被った損害の完全な補償を求める権利を有する。

第 6 7 条

競争の禁止、制限もしくは排除を目的とし、またはそのような結果をもたらしうる独占的活動はこれを認めない。

第 6 8 条

ロシア連邦の領域においては、法律の定める条件および手続により、外国の組織および市民の企業活動は、これを認める。

第 9 章 労働組合、政党、その他の社会団体

第 6 9 条

- ① 労働組合は、勤労者の社会・経済的な権利の擁護、労働条件の保護および改善のために、これを設立し、自由に活動する。勤労者が労働組合に加入しもしくは加入しない権利、および労働組合が国際的な労働組合連合に団結し、加盟する権利は、これを保障する。
- ② 労働組合は、労働協約の締結に際し、その構成員を代表し、法律の禁止していないその他の活動を行う。
- ③ いかなる労働組合も、企業のすべての労働者、一つの業種（活動分野）のすべての勤労者を団結させ、それを代表する排他的な権利を有しない。

第70条

政党は、社会の政治的意図の形成および表明を促し、意志を明らかにし、選挙に参加し、もっぱら合法的な方法によって国家の政策への影響を行使する。政党は、憲法の枠内において、妨害されることなくその活動を行う。その活動の制限は、裁判所のみがこれを課すことができる。

第71条

① 人種的、民族的、社会的、宗教的な敵意および憎悪を宣伝し、暴力および憲法体制の暴力的な破壊（転覆）を呼びかける政党、その他の社会団体、大衆運動は、これを禁止する。政党、その他の社会団体、大衆運動の活動の禁止および解散は、裁判所の決定に基づいてのみこれを認める。組織の活動の違憲性については、憲法裁判所がこれを確定する。政治的目的を追求する武装団体の創設は、これを認めない。

② 政治組織の決定は、国家機関および施設、企業、その従業員にとって、その職務上の義務を遂行するに際して義務的効力を有するものではない。軍において政党組織を創設し、国家機関において政党組織を編成することはこれを認めない。政党、その他の社会団体への帰属は、国家的勤務にある人びとの個人の問題である。

第72条

- ① 政党、その他の社会団体は、自発的な加入および自治（自主管理）に基づいて行動する。
- ② 必要な場合、法律の定める範囲において、一定の専門的（職業的）活動を行う、会議体（パラート）、同盟、参与会およびその他の団体（組合）を設立することができる。これらの団体は、一定の委任された国家的権限を行使する。

第73条

- ① 労働組合、政党、その他の社会団体がその規約上の任務を遂行するために必要とする財産および手段に対する所有権は、法律によってこれを保護する。
- ② 労働組合、政党、その他の社会団体は、法人の権利を享有する。

第74条

政党、その他の社会団体の活動の違法な制限、および一党制の創設または特定の団体への優遇措置をもたらす国家機関のアクトおよび行為は、これを違憲の（反憲法的な）ものとする。

第10章 宗教および宗教団体

第75条

宗教および宗教団体は、国家からこれを分離する。

第 7 6 条

すべての宗教および宗教団体は、法のもとに平等である。国家は、いかなる宗教または無神論をも特別扱いすることはできない。

第 7 7 条

- ① 法律の定める手続により登録された宗教団体は、独立してその内部事項を管理する。宗教団体は、法人格を有し、それに帰属する建物、建造物、慈善およびその他のフォンド、その他の財産を自由に保有し、使用し、処分する。
- ② 国家は、宗教団体の合法的活動への不介入を保障する。

第 1 1 章 養育、教育、学術、文化

第 7 8 条

- ① 養育、教育、学術、文化は自由である。
- ② 養育施設、学術機関および学術文化は、自主的活動を行う権利を有する。
- ③ 国家的な養育および教育システムは、非宗教的である（世俗的なものとする）。

第 7 9 条

養育を行い施設および個人は、他人の尊厳権利および自由を尊重する、自由で、道徳的なかつ文化的な人格としての人間形成を促し、自然環境および文化環境を保護する責任感を身につけなければならない。

第 8 0 条

- ① 社会団体および私人は、学校および養育施設を設立し、それを管理（指導）する権利を有する。
- ② 国家は、さまざまの形態の教育、無償教育の発展を支援し、各人の能力に基づく平等の就学機会を保障するように務める。
- ③ 有償の教育は、これを認める。社会および国家は、自学自習を奨励する。
- ④ 高等教育および中等教育の機関（学校）は、自治を有する。

第 8 1 条

国家は、基礎的な学術研究の発展のための条件を保障する。

第 8 2 条

国家は、知的および芸術的な遺産の保存および保護、文化財（的価値）の増大を保障する。文化の発展に寄与する組織および個人の活動の諸条件は、法律によってこれを定める。

第 1 2 章 家族

第 8 3 条

〔家族、母性、父子関係、子どもは、社会と国家の保護のもとにおかれる。〕¹²

第 8 4 条

婚姻は、当事者の自由な同意と同権に基づくものとする。

第 8 5 条

¹² 「家族は、社会の自然的な基礎細胞である。家族、婚姻、母性、子ども、高齢者は、社会および国家の保護のもとにある。」

- ① 親は、その子どもが成人に達するまでこれを扶養しなければならない。親には、その子どもの養育に関する責任がある。
- ② 国家は、親のない子どもおよび親の後見をうしなった子どもの扶養、養育および教育を保障し、これらの子どもに対して行われる慈善事業を奨励する。

第 8 6 条

- ① 子どもは、出自および親の身分に関わらず、法律のもとに平等である。
- ② 子どもは、自己の見解を表明する権利、思想、良心および宗教の自由に対する権利を有する。
- ③ 国家は、子どもおよびその親、または法律上の後見人が自らの信念にしたがって、法律に抵触しない形態および性格を有する子どもの養育および教育を選択し、これを保障する自由を認める。

第 8 7 条

成人した子どもは、その親の世話をしなければならない。

第 1 3 章 マスメディア

第 8 8 条

マスメディアは、自由である。検閲がこれを認めない。

第 8 9 条

- ① マスメディアは、市民、社会団体、国家機関および国家組織がこれを設立することができる。その設立の手続および法的地位は、法律によって定める。
- ② マスメディアの独占は、これを認めない。

第 9 0 条

政党およびその他の社会団体は、国営のラジオおよびテレビを利用する権利を有する。

<…>¹³

第 1 8 章 ロシア連邦大統領

第 1 1 5 条

ロシア連邦大統領は、国家元首である。

第 1 1 6 条

<…>¹⁴

- ① 大統領には、ロシア連邦市民のみをこれに選出することができる。
- ② 大統領は、ロシア連邦市民が 4 年任期でこれを選挙する。

¹³ 第 9 1 条—第 1 1 4 条が欠落している（編者注）。

¹⁴ 「① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の最高の公務員である。大統領は、執行権の長であり、内外関係においてロシア連邦を代表する。② ロシア連邦大統領には、選挙権を有する 35 歳以上のロシア連邦の市民が、選ばれることができる。③ ロシア連邦大統領は、代議員となることができず、国家的、商業的および社会的な機関および団体における他の職務に従事し、企業活動を行うことはできない。④ ロシア連邦大統領は、4 年の任期で、これを選挙する。何人も 2 期を越えてロシア連邦大統領の職に選出されることはない。⑤ ロシア連邦大統領の選挙および就任の手続は、法律によってこれを定める。」

③ 大統領職の候補者は、政党、社会団体、選挙人グループがこれを推薦することができる。大統領候補者は、選挙権を有する100万人以上の市民の支持を得たものを登録するものとする。

④ 第1回投票において、登録された選挙人の半数以上が選挙に参加するという条件のもとで投票に参加した選挙人の投票の過半数を得た候補者がロシア連邦大統領のポストに当選したものとする。第1回投票においてどの候補者も選出されなかった場合は、2週間以内に、第1回投票において投票の多数を得、かつ立候補を取り下げない、上位2人の候補者が参加する第2回投票を実施する。第2回投票において、投票に参加した選挙人の数に関わらず、投票の多数を得た候補者を当選したものとする。

⑤ 何人も、2回を超えて大統領に選出されることはできない。2年を超えて大統領を務めた者は、このポストにさらに1回を超えて選出されることはできない。

第117条

大統領は、その就任に際し、ロシア連邦議会（最高会議）において、憲法忠誠に対する宣誓を行う。

第118条

<…>¹⁵

大統領は、

- 1) ロシア連邦を構成する共和国、州（ゼムリャー）および連邦管轄地域、同盟を構成する共和国、同盟の諸機関との関係において、ならびに国際関係において、法律上、最高の国家的な代表権を行使し、
- 2) ロシア連邦議会（最高会議）が採択した法律に署名し、承認し、または再審議および最終決定のために議会（最高会議）にこれを差し戻し、

¹⁵ 「ロシア連邦大統領は、1 ロシア連邦大臣会議、その他の連邦執行権力機関を指導し、2 ロシア連邦大統領府（Службы）の編成を定め、これを指導し、3 ロシア連邦最高会議に対し、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、その他の連邦（裁判）機関の裁判官、ならびにロシア連邦国立銀行総裁および理事会メンバー、ロシア連邦検事総長の選出のためにそれらの候補者を提案し、4 ロシア連邦最高会議の同意をえて、ロシア連邦大臣会議の議長（首相）および閣僚を任命し、大統領の権限の範囲内で、ロシア連邦のその他の公務員を任命し、5 ロシア連邦大臣会議の議長（首相）および閣僚、ならびに自分が任命したその他の公務員を解任し、6 ロシア連邦の外交代表を任命し、召喚し、ロシア連邦大統領にあてられた外交代表の信任状および召喚状を受理し、7 ロシア連邦の名において同盟内条約および条約の交渉を行い、それに調印し、8 ロシア連邦最高会議に対し、連邦プログラムの遂行、ロシア連邦の内外政策の実行についての年次報告を行い、人民およびロシア連邦最高会議に対し教書を発表し、9 ロシア連邦最高会議との協議により、全ロシア人民投票（レエレンダム）を公示し、10 ロシア連邦の国家的および社会的な安全保障、国防政策の実行に関する措置を講じ、11 非常事態を宣言し、12 法律にしたがって、ロシア連邦の国籍の問題を解決し、13 ロシア連邦の裁判により有罪とされた市民の特赦の権利を行使し、14 ロシア連邦国家賞を授与し、ロシア連邦名誉称号を授与し、15 大統領資金を処分し、16 ロシア連邦の憲法および法律が課したその他の権限を遂行する。」

- 3) 議会（最高会議）および人民への教書を発表する。大統領の教書は、議会（最高会議）によって聴聞され、人民への訴えは公式のメディアによって広報されなければならない。
- 4) 議会（最高会議）に対し、議会グループの長との調整の後に、政府の首班（首相）の候補者を提案し、政府の首班の提案により、かつ議会（最高会議）の承認を得て政府の閣僚を任命し、
- 5) 政府の報告を聴き、政府に検討を義務づける勧告を行い、政府の首班の合意により、かつ事後的に議会（最高会議）の承認を得て、政府の閣僚を解任し、自らのイニシャティヴにより議会（最高会議）に対し、政府の首班の信認問題を提起し、ロシア連邦憲法の定める場合に政府の総辞職を受理し、
- 6) 議会（最高会議）が1ヶ月以内に信任を得た政府を組織できない場合に、6ヶ月を限度に臨時の内閣を任命し、
- 7) 議会（最高会議）に対し、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、その他のロシア連邦の裁判所の裁判官、国家会計検査院院長、国立銀行総裁および理事、ロシア連邦検事総長、人権問題議会全権の選出のために候補者を提案し、
- 8) ロシア連邦軍が創設された場合にその最高司令官となり、ロシア連邦軍の上級の司令職を任命し、交代させ、ロシア連邦の名において、共和国同盟の安全および武衛力の保障のために同盟の合同機関に参加し、
- 9) 政府の提案により、外国および国際機関における外交代表を任命しおよびこれを召喚し、外国の外交代表の信任状および召喚状を受理し、
- 10) ロシア連邦の条約および同盟内条約の交渉を行い、議会（最高会議）の批准の後に施行されることになるこれらの条約に調印し、法律または批准した条約の枠内で、批准を必要としない国際協定を締結することができ、
- 11) 緊急の場合に、ロシア連邦またはその一定の地域において、3日以内に議会（最高会議）の事後的な承認を得ることを条件に、非常事態を宣言し、
- 12) ロシア連邦への攻撃の脅威がある場合に、3日以内に議会（最高会議）の事後的な承認を得ることを条件に、ロシア連邦軍の部分動員または総動員、高度の戦闘準備体制への移行、およびその他の必要な行動についての命令を発し、
- 13) ロシア連邦への攻撃があった場合、3日以内に議会（最高会議）の事後的な承認を得ることを条件に、軍事行動の開始についての命令を発し、
- 14) 法律にしたがって、ロシア連邦の国籍の取得および消滅の問題を解決し、
- 15) ロシア連邦の裁判によって有罪とされた市民の特赦の権利を有し、
- 16) ロシア連邦の国家賞を授与し、ロシア連邦名誉称号を授与し、
- 17) 大統領資金（フォンド資金）を処分し、
- 18) ロシア連邦憲法および法律によって課せられたその他の権限を遂行する。

第119条

大統領は、不逮捕特権を享有する。大統領の人格は、法律によってこれを保護する。

第120条

大統領は、その権限の行使において、下位法令の性格をもちロシア連邦の全領域において義務的な大統領令および命令を公布する。

第121条

- ① 大統領は、ロシア連邦の憲法および法律の遵守に対する責任を負う。
- ② ロシア連邦大統領は、故意により憲法または法律に違反した場合、これを罷免することができる。このような被疑事実に関連して大統領の罷免事案を提起する決定は、議会（最高会議）の両院のいずれかが投票の3分の2以上の多数によってこれを採択する。その場合（採択された）、事案は憲法裁判所に送致され、憲法裁判所は、大統領による故意による憲法または法律の違反事実に関して判断を下す。憲法裁判所の起訴（弾劾）意見に関する最終決定は、もう一方の院がこれを採択する。この決定は、選挙された代議員の投票の3分の2以上が賛成の投票を行なった場合に、これを採択されたものとする。
- ③ ロシア連邦大統領の職を罷免された者は、違法行為の事実が証明された際には、普通裁判所において犯した違法行為に対する責任を追及される。

第122条

- ① 大統領とともに4年の任期でロシア連邦副大統領が選ばれる。副大統領の候補者は、大統領ポストの候補者がこれを決定する。大統領候補に対する投票が、同時にその推薦する副大統領候補に対する投票を意味する。
- ② 副大統領は、議会（最高会議）の両院の合同会議において議長を務める。副大統領が不在の場合、議会（最高会議）の両院合同会議は、両院議長が交代でこれを務める。
- ③ ロシア連邦大統領の委任により、副大統領は、大統領の権限の一部を行使することができる。副大統領は、大統領が一時的にその職務上の権限を行使しうる状態にない場合、大統領の義務を遂行する。この場合、副大統領の権限は、3日以内に議会によって承認されなければならない。
- ④ 大統領の死亡、その辞任、大統領に職務上の権限を遂行する能力がないとする憲法裁判所の判断の場合、および大統領の罷免の場合、副大統領が、法律にしたがい新しい大統領選挙までの間、大統領となる。⑤ 副大統領は、大統領の場合と同様の事由がある場合、同様の手続により、これを罷免することができる。
- ⑥ 副大統領の罷免、その死亡の場合、大統領は、副大統領を任命し、副大統領は、議会（最高会議）の両院の投票の多数によって承認された後にその職に就任する。

第123条

大統領および副大統領は、その任期期間中は、何らかの他の国家的または社会的職務に従事し、いずれかの代表制機関の代議員となり、企業活動を行うことはできない。

[...] ¹⁶

第5編 国家権力のシステム

第17章 ロシア連邦最高会議

第125条

最高会議は、ロシア連邦の最高かつ唯一の代表制の立法機関である。最高会議は、執行権力の活動に対する監督を行う。

第126条

- ① 最高会議は、衆議院および連邦会議の2院をもってこれを構成する。両院は、4年任

¹⁶ 「第124条は、ドキュメントで欠落」（編者注）

期で同時にこれを選挙する。両院の権限は、任期満了前にこれを停止することはできない。

② 衆議院は、地域選挙区ごとにその選挙区の選挙人の数に比例してロシア連邦の市民が選挙する400人の代議員によってこれを構成する。

③ 連邦会議は、各連邦構成主体から3人ずつの代表がこれを構成する。

④ 何人も、同時に、両方の院に選出されることはない。

第127条

ロシア連邦最高会議は、

1) ロシア連邦の管轄に属する問題について連邦法律を制定し、

2) 全ロシア人民投票（レフェレンдум）に関する決定を採択し、

3) 新しい構成主体のロシア連邦への加入を承認し、

4) ロシア連邦の国家予算を承認し、その補正を行い、その執行に関する報告を承認し、連邦税および義務的な納付金を定め、連邦債券、経済的およびその他の援助に関する決定を行い、

5) ロシア連邦大統領の提案により、ロシア連邦政府の議長（首相）および閣僚の任命に同意を与え、ロシア連邦政府の信任に関する問題を解決し、

6) ロシア連邦大統領の提案により、憲法裁判所の裁判官、最高裁判所と最高経済裁判所の長官および裁判官、国家会計検査院院長、国立銀行理事会総裁、検事総長、国家人権問題全権を選出し、

[...] ¹⁷

ロシア連邦憲法の定める場合にその手続により、大統領、副大統領、その他のロシア連邦の高級公務員を罷免し、

ロシア連邦の条約および共和国間条約を批准し、破棄し、

ロシア連邦憲法裁判所の判断により、共和国（主権国家）同盟の法律が同盟機関の権限を超えた場合は、その効力を停止し、

ロシア連邦の特別称号を付与し、国家賞および名誉称号を定め、

大赦令に関する連邦のアクトを公布し

12) 非常事態を宣言し、これを延長し、解除し、

13) この憲法の定めるその他の権限を行使する。

第128条

① 最高会議は、常設の（通年にわたって行動する）機関である。

② 最高会議は、法律上、選挙から4週間後の火曜日にこれを召集する。

③ 最高会議の権限は、この憲法および両院の議事規則の定める手続により行使する。

④ 最高会議の任期が非常事態の期間中に満了する場合は、非常事態宣言と同時に、最高会議はその任期の延長に関する決定を行うものとする。

⑤ 通常選挙の公示に関する大統領令は、選挙の期日の3ヶ月前までに大統領がこれを交付する。選挙は、最高会議の任期の最後の月のいずれの日蚊にこれを実施する。

第129条

[...] ¹⁸

¹⁷ 「(7) 国家会計検査院の院長および検査官を選出し」

¹⁸ 「各院は、その議長および副議長を選出し、それぞれの議事規則を定める。」

- ① 両院は、代議員の中から常任委員会および臨時委員会を組織する。
- ② 委員会（комитеты и комиссии）は、最高会議の立法およびその他のアクトの草案を作成し、法律の執行に対する監督を行い、議会聴聞（公聴会）および審議を行い、その他の方法で最高会議の権限を行使する。
- ③ 公務員および市民は、委員会（комитеты и комиссии）の招聘によりこれに出席し、所定の期間内に必要な資料およびドキュメントを提出しなければならない。この要請の不履行は、故意による疑わしき情報の提供の場合と同様、法律によりその責任を問われる。委員会（комитеты и комиссии）の勧告は、国家的および社会的な機関、施設および団体によって義務的に検討されなければならない。
- ④ 両院の決定により、臨時の合同委員会（комитеты и комиссии）を設置することができる。

第130条

- ① 最高会議における立法発議権は、その代議員、委員会（комитеты и комиссии）、大統領、憲法裁判所、最高裁判所、最高仲裁裁判所、検事総長、国家人権問題全権、共和国およびその他の連邦構成主体の立法機関、ならびに人民イニシアティヴ手続による100万人以上のロシア連邦の市民に属する。
- ② 法案は、委員会（комитеты и комиссии）においてこれを審議する。法律は、選出された代議員の過半数が賛成した場合に、これを採択されたものとする。
- ③ いずれかの院で採択された法案は、もう一方の院にこれを送致する。いかなる法律も、両院による承認がない場合は、その効力は認められない。法案がもう一方の院による承認を得ない場合、対等原則に基づいて両院の協議委員会を設置し、調整された法案が両院によって改めて審議される。同意に至らない場合は、法案は否決されたものとする。

[...] ¹⁹

第131条

両院合同会議は、大統領教書の聴聞、連邦予算の採択のために、および両院の間に不一致がある場合、非常事態宣言、ならびに両院の決定によるその他の場合に、これを召集する。合同会議は、両院の議長が順にその議長を務める。大統領および副大統領の罷免に関する問題の審議の際には、憲法裁判所長官がその議長を務める。

第132条

憲法の改正および補正、予算に関する法案、政府の形成（組閣）および辞職、大統領の罷免の審議の場合、発言者のすべてが終了するまで討論を打ち切ることはできない。

第133条

- ① 最高会議代議員は、以下の権利を享有する。
 - 1) 法案の提出
 - 2) ロシア連邦のあらゆる機関または公務員に対する、連邦管轄事項に関する問題についての口頭および文書による質問；質問されたこれらの機関および公務員は、最高会議、委

¹⁹ 「(4) ロシア連邦最高会議の採択した法律は、採択されてから14日以内にロシア連邦大統領がこれに署名し、公布する。採択された法律は、この期間内に再審議のために大統領によってこれを差し戻すことができる。再審議において法律が各院の投票の過半数で採択された場合、大統領は、3日以内にこれに署名しなければならない。」

員会の会議において法律の定める期間内に口頭または文書による回答を行わなければならぬ。

- 3) 各院において議事規則の枠内でなされる諸問題に関する自由な発言
 - 4) 最高会議の任意の機関の任意のポストへの独立の候補者推薦
 - 5) 質問への回答を聞くために任意の国家の公務員を最高会議、またはその院への招聘の委員会または問題の提起
 - 6) 法律の定めるその他の権利
- ② 代議員は、その任期中に、しかるべき代議員権限の遂行に支障をきたす畏れがある、何らかの他の国家的もしくはその他の職務に就き、商業的またはその他の活動を行うことはできない。
- ③ 代議員は、法律にしたがい歳費およびその支出の補償を受け、他のいかなる定期的な報酬を得ることはできない。
- ④ 代議員は、議会におけるその表明した見解、提案、発言に対し、および代議員の権限の行使に関連して、その責任を追及されることはない。代議員は、不逮捕特権を有し、両院の同意がある場合の外は、刑事責任を問われ、勾留され、裁判手続により課せられる行政罰の措置（処分）を受けることはなく、その他の自由を制限されることはない。最高会議に対するしかるべき提起を行う権利は、ロシア連邦最高会議議長に属する。

第 1 3 4 条

すべての公務員および国家機関は、代議員がその権限を遂行するにあたり、これに協力しなければならない。

[...] ²⁰

第 2 0 章 ロシア連邦政府（大臣会議）

第 1 4 0 条

- ① ロシア連邦政府（大臣会議）は、ロシア連邦の最高の執行および処分機関である。
- ② 政府は、その政策を実行し、ロシア連邦の法律にしたがって決定、処分およびその他のアクトを公布し、その執行を保障する。その権限の範囲内で制定された政府のアクトは、ロシア連邦の全領域においてこれを義務的に執行しなければならない。

第 1 4 1 条

- ① 政府は、議会（最高会議）の承認した政府プログラムの枠内で、政策を策定し、これを実行し、その実現に対して全面的な責任を負う。
- ② 政府は、1年に1回以上、定期的に、または議会（最高会議）の要請により隨時に、政府プログラムの実施過程および政府の実施する政策の諸問題について、最高会議に対し報告を提出する（行う）。政府は、大統領に対しても、その活動について同様の報告を行う。
- ③ 政府は、議会（最高会議）の信任を得られない場合、総辞職する。政府の信任についての問題を提起する権利は、政府首班（首相）、大統領、議会（最高会議）お両院、議会の会派および代議員グループにある。

第 1 4 2 条

政府は、ロシア連邦大臣会議議長の指導のもと、合議制により活動する。大臣会議議

²⁰ 「第 1 3 4 ～ 1 3 9 条がドキュメントにおいて欠落」（編者注）

長の辞任は、政府全体の総辞職をもたらすこととなる。

第143条

政府は、議会（最高会議）に上程されたあらゆる法案に関する見解を表明することができる。この見解は審議されなければならない。政府が議会（最高会議）の採択した法律に同意しない場合、大臣会議議長（首相）は、大統領に対して憲法第117条にしたがって拒否権適用の問題を提起することができる。

第144条

- ① 政府は、国家的勤務のシステムをとおしてその〔活動〕²¹を行う。
- ② 政府機関における責任あるポストの就任は、選抜システムに基づいてこれを行う。
- [...] ²²

第21章 裁判権力

第145条

裁判権力は、市民的平和、個人の権利および自由の護民官（保護者）として、適法性および公正を保障する。

第146条

ロシア連邦における裁判権力は、裁判所のみに属し、憲法裁判、民事裁判、刑事裁判および行政裁判の形態においてこれを行使する。

第147条

ロシア連邦の市民は、陪審員の義務を行使することにより、裁判の実施に参加する。

第148条

- ① 裁判官は、独立であり、法律および良心のみに従う。裁判官の不逮捕特権は、法律によってこれを保障する。
- ② 裁判官は、終身である、法律の定める定年年齢に達した場合、裁判官は退職する。定年に達するまでは、裁判官は、裁判所の判決および法律に明記された事由による場合のほかは、その同意なしに解任されることはない。
- ③ 裁判官は、教師を除く何らかの有償の職に従事することはできず、政党の党員となることもできない。

²¹ 「執行・処分行為」

²² 「<ロシア連邦大臣会議>の章に3カ条を追加する。第122条 ①ロシア連邦大臣会議は、大臣会議議長、副議長、大臣および法律の定めるその他の公務員から、これを構成する。②ロシア連邦大臣会議のメンバーおよびその副大臣は、代議員となることはできず、企業活動に従事することはできない。第123条 ①ロシア連邦大臣会議は、ロシア連邦の憲法および法律にしたがい、ロシア連邦大統領の指導のもとにその活動を行う。大臣会議は、決定、処分およびその他のアクトを公布する。②1年に1回以上、またはロシア連邦最高会議の要請により、ロシア連邦最高会議に対しその活動に関する報告を提出する。第124条①ロシア連邦大臣会議に対する不信任問題のロシア連邦最高会議の決定がある場合、大臣会議は総辞職する。②大臣会議の不信任についての提起は、ロシア連邦最高会議のいずれかの院、または50人以上のロシア連邦代議員がこれを行うことができる。ロシア連邦大臣会議の信任問題は、ロシア連邦大統領もまた、ロシア連邦最高会議に対してこれを定期することができる。③ロシア連邦大臣会議に対する不信任の決定は、選出されたロシア連邦代議員の過半数の賛成投票がある場合に、これを採択してものとする。」

第149条

① ロシア連邦最高裁判所および憲法裁判所の長官および裁判官は、大統領が、議会の同意を得て、これを任命する。

② その他の裁判所の裁判官は、裁判についての法律の定める手続によりこれを任命する。

第150条

① ロシア連邦の裁判システムは、ロシア連邦最高裁判所、憲法裁判所、連邦裁判所、共和国、連邦管轄地域の裁判所および地方裁判所によってこれを構成する。

② 特別（非常）裁判所の設置は、これを認めない。

③ 何人も、法律の定める裁判所において事件の審理を受ける権利を奪われることはない。

第151条

ロシア連邦最高裁判所および連邦裁判所は、ロシア連邦最高裁判所および連邦裁判所に関する法律によりその管轄とされる事件を審理する。

第152条

① ロシア連邦憲法裁判所は、憲法体制を擁護するために、

1) ロシア連邦議会（最高会議）の法律およびアクト（ロシア連邦憲法を改正する法律を除く）の憲法適合性を点検し、

2) ロシア連邦大統領のアクト、ロシア連邦政府（大臣会議）、政府に従属する省およびその他の中央機関の規範的アクト、ならびにロシア連邦最高裁判所の指導的説明の憲法適合性を点検し、

3) ロシア連邦議会（最高会議）、ロシア連邦大統領、ロシア連邦政府（大臣会議）のアクトの草案、およびロシア連邦最高裁判所の指導的説明の憲法適合性または適法性についての判断を与える、

4) 同盟内部の条約ロシア連邦の条約、ならびに共和国同盟の締結したロシア連邦の領域において効力を有する共和国同盟の締結した条約の憲法適合性についての判断を与える、

5) ロシア連邦を構成する共和国相互間、およびこれらの共和国とロシア連邦の間の憲法適合性および適法性についての判断を与える、

6) ロシア連邦を構成する共和国のロシア連邦憲法への適合性、およびこれらの共和国の法律のロシア連邦の憲法および法律への適合性に関する判断を与える、

7) ロシア連邦憲法の一般的拘束力を有する解釈（有権的解釈）を与える、

8) ロシア連邦とこれを構成する共和国の間、これらの共和国相互間、ロシア連邦の国家機関相互間における憲法・法的な紛争を解決し、

9) ロシア連邦の大統領および副大統領のロシア連邦の憲法および法律の故意による違反の被疑事実に関する判断を与える、

10) ロシア連邦の大統領または副大統領の義務遂行能力喪失についての判断を与える、

11) 政党およびその他の社会団体の違憲性についての事件を解決し、

12) 人民投票および人民イニシアティヴ（発議）の結果の異議申立てに関する事件を解決し、

13) 人と市民の憲法上の権利の侵害に対する不服申し立て（憲法訴願）を解決する。

第153条

① 裁判官は、憲法に違反する法律を適用することはできない。

② 裁判所は、具体的事件の審理にあたり、適用すべき法律が憲法に定めると認める場合は、事件の手続を中断し、ロシア連邦憲法裁判所にこの法律の違憲性の承認についての提案を行うものとする。

第154条

① すべての裁判所において事件の審理は、公開である。非公開の法廷における事件の審理は、公開の審理が国家秘密、職業上もしくは商業上の秘密の漏洩をもたらす可能性があり、または市民の個人もしくは家族の生活をその侵害（暴露）から擁護する必要があると決定した場合にのみこれを認める。

② 第一審の裁判所における刑事事件の当事者の欠席裁判は、これを認めない。

第155条

裁判は、当事者主義の原則にもとづいてこれをを行う。

第156条

① 何人も、当該事件の裁判に権限をもつ裁判所において、権限をもつ裁判官による裁判を受ける権利を奪われない。

② 被疑者および被告人は、連邦法律の定める場合に、陪審裁判を受ける権利を有する。

第22章 檢察機関および捜査取調委員会

第156条の1²³

① 檢察機関は、市民、社会および国家の権利および法律上の利益に対する侵害がある場合に、刑事訴追を行わなければならない。

② 刑事手続におけるロシア連邦の名による公訴（国家的起訴）は、検事がこれを維持する。

③ 檢察機関の形成および活動の手続は、法律によってこれを定める。

第157条

① 檢察機関は、市民、社会および国家の権利および法律上の利益に対する侵害がある場合に、刑事訴追を行わなければならない。

② 刑事裁判におけるロシア連邦の名による公訴は、検事がこれを維持する。

③ 檢察機関の組織、権限および活動は、法律によってこれを規制する。

第158条

① ロシア連邦捜査取調委員会およびその機関は、ロシア連邦の権限に属する犯罪との闘争（犯罪対策）にかかる犯罪事件の起訴前の取調べを行う。

② ロシア連邦捜査取調委員会の組織、権限および活動は、法律によってこれを規制する。

第23章 地方権力および地方自治

第159条

地方権力および地方自治の諸機関は、その領域における経済的、社会・文化的な諸問題、エコロジー上およびその他の諸問題の自主的決定を行うためにこれを創設する。種々のレベルの地方権力および地方自治の諸機関の権限は、法律によってこれを定める。これ

²³ 「ドキュメントにおいてこの条文がついている」（編者注）<次の第157条と内容上重複している?>（訳者注）

らの諸機関は、その権限の範囲内において、ロシア連邦およびその構成共和国の憲法、法律の枠内で、国家権力から自主的にかつ独立して行動する。

第160条

① 地方権力および地方自治のシステムは、地方代表制機関（人民代議員ソビエトおよびその他の）、民主的に選挙で補充される機関、社会的自治機関、さまざまの住民の直接的意志表示の諸形態を含む。

② 地方の権力、管理（行政）および自治の機関の名称、選出および活動の手続は、共和国（ゼムリヤー（州））の憲法がこれを定める。

第161条

地方権力機関は、その権限の範囲内で、下級の地方権力および地方自治機関による執行を義務づける決定を採択する。法令に違反する下級の地方権力機関の決定は、上級の機関によってこれを取り消す（ができる）。地方権力および地方自治機関の間の不一致は、法律の定める手続によりこれを解決する。

第162条

地方権力および地方自治の機関は、自主的にその予算を編成し、承認し、および執行し、公有の財産および財政資金を処分し、地方税および手数料を定め、経済活動を行う。予算を含むこれらの機関の財政資金は、これを収用することはできない。

第163条

市民は、地方自治機関、その公務員の決定および行為について、裁判手続により不服申立てを行うことができる。

第164条

① 連邦国家権力が地方において有する権限は、以下のものが、この憲法の定める連邦権限の範囲を厳格に守って、これを行使する。

- 1) ロシア連邦大統領が承認する公務員
- 2) 人権問題議会全権の代表
- 3) 国家財政監督機関および国税監督機関、その他の国家機関の代表

② 本条に掲げる機関および公務員は、共和国（州（ゼムリヤー））の権限、ならびに地方権力および地方自治の権限に介入する権利を有しない。

<…>²⁴

第24章 財政および予算

第166条

① ロシア連邦の国家予算システムは、独立した部分として、ロシア連邦の連邦予算、共和国、その他の連邦構成主体の予算、および地方予算からこれを構成する。

② 共和国、その他の連邦構成主体は、固有の予算システムを有し、財政的自治権を享有する。共和国の予算政策は、ロシア連邦憲法、共和国の憲法およびロシア連邦最高会議が承認した一般原則にしたがってこれを実施する。

第167条

①<…>²⁵

²⁴ 「第165条がドキュメントにおいて欠落」（編者注）

② 最高会議は、議会の予算委員会および国家会計検査院の判断を受け取った後に、国家予算の項目ごとの審議および採択に着手するものとする。

③ 国家予算委員会の法律が当期の会計年度の開始までに採択されない場合は、その法律が施行されるまで、ロシア連邦最高会議が予算全体またはその一定の項目のため別の歳出手続を定めていかざり、前年度の予算にしたがって支出を行うものとする。

第168条

ロシア連邦最高会議は、赤字補填財源を定めない歳出が歳入を超える（赤字）国家予算を制定することはできない。

第169条

① 連邦予算の歳入は、法律の定める連邦税、その他の義務的な納付金、国有財産からの収入、共和国およびその他の連邦構成主体の納付金、その他の収入によってこれを形成する。

② ロシア連邦の国家歳出は、その支出の項目にしたがって、国家予算によってこれを実施する。

③ ロシア連邦最高会議は、法律によって予算外の目的指定金融フォンドを設立し、その執行に対する監督を行うことができる。予算外フォンドの歳入源は、利用資金（借入金）および予算割当資金に求めることができる。

第170条

① ロシア連邦の国家予算の執行に関する項目ごとの報告は、ロシア連邦大統領が、その予算（会計）年度の終了後2ヶ月以内にロシア連邦最高会議にこれを提出する。

② ロシア連邦最高会議は、議会の予算委員会および国家会計検査院の判断に基づき、その提出後3ヶ月以内にこれを審議しなければならない。ロシア連邦国家予算の執行に関する報告が承認されない場合には、最高会議が政府に対する信任の問題を解決する。

③ ロシア連邦国家予算の執行、国家の歳入および歳出に関する項目ごとの報告は、毎年これを公刊しなければならない。

<…>²⁶

第171条

① ロシア連邦の税のシステム、さまざまのレベルの予算の間の税収の配分は、ロシア連邦の税法によってこれを決定する。

② 税のシステムは、すべての納税者にとって単一の基準でこれを構築する。

③ 税法の遵守に対する監督は、ロシア連邦国税局がこれを行う。

第172条

① ロシア連邦の信用・通貨システムは、公式の通貨単位、通貨および手形の発行手続、

²⁵ 「(1) ロシア連邦の連邦予算は、毎年、ロシア連邦最高会議がロシア連邦大統領の提案によりこれを採択する。」

²⁶ 「ブラウスタインヒルミヤンツェフの提案により、以下の3項が追加された；(4) 大統領の提案により、最高会議は、7年任期でロシア連邦人民に報告義務を負う監査官を任命し、(5) 監査官は、大統領府および最高会議から独立して、国家予算、その他の財政報告を管理し、公的な官報にてこれを公表し、(6) 監査官は、国家予算の経費を支出するすべての国家的勤務、団体、その他の国家機関の勘定の監査を行い、これらの情報を社会に伝えることができる。」

通貨・信用および外貨の規制を行う国家機関からこれを構成する。

② ロシア連邦が、この憲法の第10条にしたがい、条約原則で共和国（主権国家）との同盟を締結する場合、ロシア連邦は、同盟の単一の信用・通貨システムに加わる。その場合、ロシア連邦は、同盟の通貨・信用および外貨の規制を行う機関の活動に対する監督に参加する。

第173条

① ロシア連邦中央銀行は、通貨・信用システムの規制を行う主要な国家機関であり、通貨単位の安定を保障し、ロシア連邦における通貨の流通および発行に対する監督を行い、領域における単一の通貨政策を実施し、商業銀行の金融活動に対する監督を行う。

② ロシア連邦中央銀行は、ロシア連邦最高会議に対して報告義務を負い、国家権力の執行および処分機関から独立である。

<…>²⁷

第25章 国家の防衛

第175条

① ロシア連邦は、自国の国家主権および領土の一体性の軍事的防衛のために、固有の軍の創設手続に関する決定を採択することができる。

② ロシア連邦軍は、職業原則で組織される正規軍およびロシア民兵隊（国民親衛隊）からこれを構成する。軍事ドクトリン、軍の編成および組織は、法律によってこれを定める。

③ 平時におけるロシア連邦の国外でのロシア民兵隊（国民親衛隊）部隊の利用は、これを認めない。

第176条

この憲法の第10条にしたがい、他の主権共和国（国家）と条約原則で同盟に自発的に統合するにあたり、ロシア連邦は、同盟の安全および防衛力の保障、軍事ドクトリン、軍事建設および軍事政策の基本方向の策定、同盟軍の全般的な構造および兵員数、防衛への召集および物的・技術的資源にかかる予算分担額の決定に参加する。

<…>²⁸

第177条

① 市民の権利および自由、適法性および法秩序の擁護は、連邦内務機関、連邦警察および地方警察がこれを保障する。これらの機関の地位は、法律によってこれを定める。

② ロシア連邦の国家的安全の保護（擁護）に関する機能は、連邦保安局がこれを担う。この機関の地位及び活動は、法律によってこれを定める

第178条

① [ロシア連邦の軍、保安部隊および警察は、民主的な憲法体制および合法的な政府の打倒、議会（最高会議）およびその他の国家権力の最高機関の活動の妨害または制限、市民の憲法上の権利および自由の違法な制限、ならびにロシア連邦の憲法体制の原則に反するその他の目的で、これを利用することはできない。憲法のこれらの規定の違反は、人民

27 「第174条は、ドキュメントでは欠落」（編者注）

28 「ロシア連邦の防衛政策の原則およびその実施手続は、法律によってこれを定める。」との規定あり。

に対するもっとも重い犯罪であり、反逆行為である。】²⁹

② 軍、保安部隊および警察の違法な利用に関する議会への訴えは、速やかな議会審議にこれを付さなければならない。

第 1 7 9 条

ロシア連邦政府（大臣会議）において軍および保安部隊を管轄する大臣のポストは、文民をもってこれに充てなければならない。

第 2 6 章 非常事態

第 1 8 0 条

① 例外的な（非常な）状況の場合、ロシア連邦大統領は連邦の全領域またはその一部の地域（地方）において非常事態を宣言することができる。

② 例外的な（非常な）状況とは、結果として起こりうる次のような状態としてこれを理解する。

1) 規模と結果において住民の生命、健康、安全および生活保障の諸問題に被害をもたらす自然災害または大事故（大惨事）

2) 通常の方法によっては回避（除去）が不可能な、住民の生命、健康および安全、または国家諸制度の正常な機能（活動）にとっての現実的脅威の存在

3) 国家権力機関が処分しうる通常の方法では事態の規制が不可能な場合であって、組織された社会の存在（維持）に脅威を及ぼし、人びとのグループ、組織もしくは施設（機関）の暴力およびその他の違法行為を引き起こす騒乱

③ 非常事態の宣言の唯一の目的は、社会の正常な存在の条件を迅速に回復することでなければならない。

第 1 8 1 条

自然災害または大規模な事故に関連する非常事態の宣言は、当該権力機関が正常に活動を続いている場合には、被災地域の権力機関の同意が得られるかぎりにおいてこれを認める。ロシア連邦最高会議の決定によって宣言する。

第 1 8 2 条

住民の救助に関する緊急措置を必要とする騒乱、自然災害または大事故の状況にある場合は、直ちに、かつ予告なしに非常事態を導入することができる。

第 1 8 3 条

非常事態の宣言とともに、大統領は、このことについて議会（最高会議）に通告する。議会（最高会議）が、72時間以内に大統領の決定を承認しない場合は、大統領令はその効力を失う。

第 1 8 4 条

非常事態は、30昼夜を越えてこれを導入することはできない。この期間を過ぎた場合は、議会（最高会議）がその効力を延長しないかぎり、非常事態導入に関する大統領令の効力は失われる。議会（最高会議）は、必要な場合には1回につき30昼夜を越えない

²⁹ 「民主的憲法体制の打倒、最高国家権力機関の活動の妨害または制限、市民の憲法上の権利および自由の違法な制限のために防衛、保安、警察の部隊を利用するあらゆる企ては、人民に対するもっとも重い犯罪であり、反逆行為である。」

範囲でこれを延長することができる。

第185条

① 非常事態の宣言、延長または解除に関して、住民には、すべてに可能な手段を使って事前にこれを告知しなければならない。

② 非常事態の宣言、延長または解除に関するアクトは、これを必ず公表しなければならない。

第186条

非常事態が宣言されている地域では、共和国の執行権力機関または地方自治機関は、これをロシア連邦大統領またはその任命する責任者の直接的従属下に置くことができる。

第187条

非常事態の期間中は、ロシア連邦の議会および憲法裁判所、ならびに裁判機関の権限を停止し、または制限することはできない。

第188条

① ロシア連邦大統領は、非常事態の期間中特別の措置を講じ、この憲法の諸条項（2.3.2、2.3.3(2)、2.3.6(1)、2.3.8、2.3.9、2.6.5）に定める権利及び自由を除き、人の権利及び自由の一次的な制限を課すことができる。これらの制限は、非常事態に関する大統領令のテキストにおいて直接に周知されなければならない。

② 刑罰として死刑が宣告される可能性のある犯罪事件は、非常事態の宣言されている地域では、これを審理することはできない。

③ ロシア連邦大統領は、制限が課せられる対象となる自由および権利について定める条約の参加国すべてに対して、速やかにその制限、理由およびそれらの制限の解除について情報を提供するものとする。

第189条

① 非常事態の期間に採られるあらゆる措置は、

1) 発生した事態の緊迫さが要求する範囲内で実施されなければならない、

2) 非常事態の宣言されていない他の地域においては、国家権力および管理（行政）の諸機関の権利および権限、社会団体の法的地位、ならびに人の権利および自由にいかなる制限または変更ももたらすことはできず、

3) もっぱら人種、膚の色、民族、性、言語、宗教、財産状態または社会的出自を根拠とする個人または住民のグループのいかなる差別もこれを行ってはならない。

② 死刑罪の適用に該当する刑事事件は、非常事態が宣告されている地方ではこれを審理することはできない。非常事態の期間内に実行された犯罪に対して指定された刑罰に関する例外的措置は、非常事態の全期間またはその解除後30昼夜以内はその執行を おこなわない。

第190条

非常事態の期間中、ロシア連邦の憲法、選挙法、裁判法の改正はこれを認めず、国家権力機関の選挙及びレファレンダムはこれを実施しない。

<…>³⁰

³⁰ 「ドキュメントの最後の部分は欠落」（編者注）